

発議案第1号

君津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び君津市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年3月25日

提出者 議会運営委員会委員長 鈴木良次

君津市議会議長 安藤敬治様

提案理由

行政組織等の改正に伴い、君津市議会委員会条例の規定を整理しようとする措置である。

君津市条例第 号

君津市議会委員会条例の一部を改正する条例

君津市議会委員会条例(昭和45年君津市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中

「財政部の所掌に属する事項」を 「財政部の所掌に属する事項」 に改める。
政策推進室の所掌に属する事項」

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年第1回君津市議会定例会 発議案参考資料

君津市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 8人</p> <p> 総務部の所掌に属する事項</p> <p> 企画政策部の所掌に属する事項</p> <p> 財政部の所掌に属する事項</p> <p> <u>政策推進室の所掌に属する事項</u></p> <p> 会計課の所掌に属する事項</p> <p> 監査委員事務局の所掌に属する事項</p> <p> 選挙管理委員会事務局の所掌に属する事項</p> <p> 議会事務局の所掌に属する事項</p> <p> 消防本部・署の所掌に属する事項</p> <p> 他の常任委員会の所掌に属しない事項</p> <p>(2) ～(3) 省略</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第20条 委員会は、審査又は調査のため市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びに、その委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 8人</p> <p> 総務部の所掌に属する事項</p> <p> 企画政策部の所掌に属する事項</p> <p> 財政部の所掌に属する事項</p> <hr/> <p> 会計課の所掌に属する事項</p> <p> 監査委員事務局の所掌に属する事項</p> <p> 選挙管理委員会事務局の所掌に属する事項</p> <p> 議会事務局の所掌に属する事項</p> <p> 消防本部・署の所掌に属する事項</p> <p> 他の常任委員会の所掌に属しない事項</p> <p>(2) ～(3) 省略</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第20条 委員会は、審査又は調査のため市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びに、その委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。</p>